

農林漁業の 災害補償制度について

平成 23 年 6 月 30 日

農 林 水 産 省

目 次

I 農業災害補償制度について	1
II 森林国営保険制度について	5
III 漁船損害等補償制度について	9
IV 漁業災害補償制度について	12
(参考) 農林漁業保険審査会について	15
(別紙1) 東日本大震災による農林水産業への影響と対応	
(別紙2) 特別会計仕分けの評価結果について	

I 農業災害補償制度について

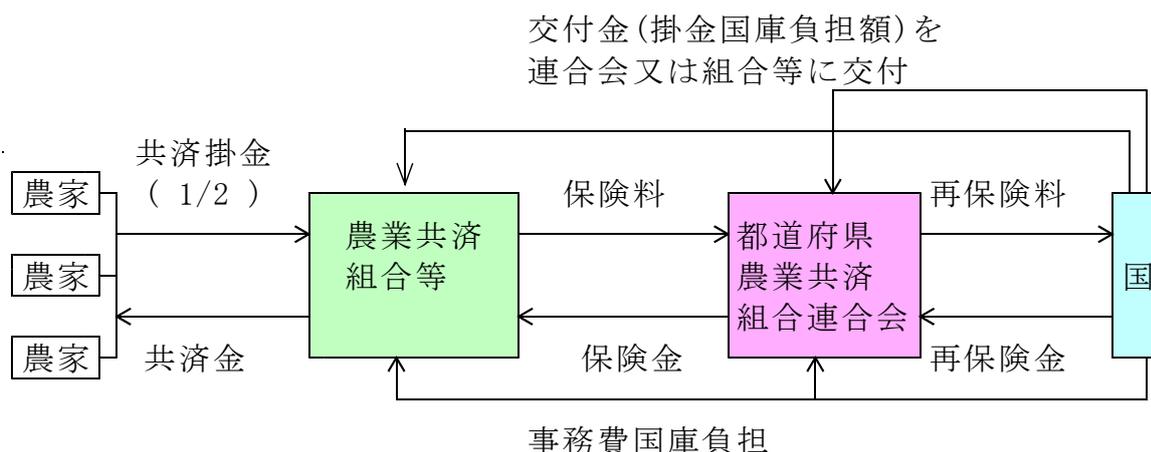
1 趣 旨

農業災害補償制度は、自然災害を中心とする農業災害の特殊性にかんがみ、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を保険の仕組みにより補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としており、昭和22年に創設されて以来、国の農業災害対策の最も重要な柱である。

2 制度の仕組み

農業災害補償制度は、農業共済組合等（農業共済組合又は共済事業を行う市町村）、農業共済組合連合会、国（農業共済再保険特別会計）の三段階制での運営を基本としている（下図参照）。

農業共済組合等は、農家から共済掛金を徴収し、被災農家に共済金を支払う責任を負うが、共済責任の一部を連合会の保険に付し、更に連合会はその一部について国の再保険に付すことにより、全国的に危険を分散している。



(注1) 国が共済掛金の約1/2を負担しています。

(注2) 農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように3段階制により行われているが、地域の意向により2段階制（都道府県単位の農業共済組合（「特定組合」という。））で実施している場合には、国—特定組合—農家となる。

3 国の助成

農家の支払う共済掛金並びに農業共済組合等及び農業共済組合連合会の事務費の一部を国庫負担している。

平成23年度農業共済関係予算の総額は、921億円（うち共済掛金国庫負担金501億円、農業共済事業事務費負担金403億円）である。

4 事業の種類

事業の種類	共済目的（制度の対象となっている作目）
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、種豚、肉豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

- (注) 1. 果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済がある。
 2. 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみをいう。

5 引受方式の種類（農作物共済の場合）

引受方式	共済金が支払われる場合
一筆単位方式	耕地一筆ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその耕地の基準収穫量の3・4・5割を超えるときに共済金を支払う。
半相殺農家単位方式	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）の2・3・4割を超えるときに共済金を支払う。
全相殺農家単位方式	農家の減収量（その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその農家の基準収穫量の1・2・3割を超えるときに共済金を支払う。
災害収入共済方式（品質方式）	農家ごとに農作物の減収又は品質の低下がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の9・8・7割に達しないときに共済金を支払う。

- (注) ・「基準収穫量」とは、いわゆる平年収穫量のこと、組合等が耕地ごとに設定する。
 ・「基準生産金額」とは、いわゆる平年的な生産金額で、過去5か年の出荷資料等を基礎として組合等が農家ごとに設定する。
 ・各引受方式の支払開始損害割合（補償割合）は、共済規程等で定めるものの中から農家が選択。

6 農業共済事業の引受実績（平成21年産（家畜・園芸施設共済は年度））

事業名	引受戸数	引受面積(数量)	引受率	共済金額	共済掛金
	千戸	千ha、千頭、千箱	%	億円	億円
農作物共済	1,802	1,732		13,065	385
水稻	1,752	1,479	91.3	12,232	286
陸稲	0.4	0.2	5.1	0.5	0.1
麦	49	252	94.9	833	100
家畜共済	89	6,665		7,246	611
乳用牛等	20	2,274	91.7	3,003	386
肉用牛等	65	2,542	70.0	3,708	189
馬	2	26	61.4	272	9
種豚	1	204	25.0	107	7
肉豚	1	1,618	18.0	156	21
果樹共済	79	46		1,142	55
収穫	76	45	25.9	1,072	55
樹体	4	1	2.4	70	1
畑作物共済	82			1,404	98
農作物	82	259	62.1	1,400	98
蚕繭	1	8	40.6	4	0.1
園芸施設共済	230	24	48.7	4,170	53
合計	2,282			27,027	1,203

(注) 1. 引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。

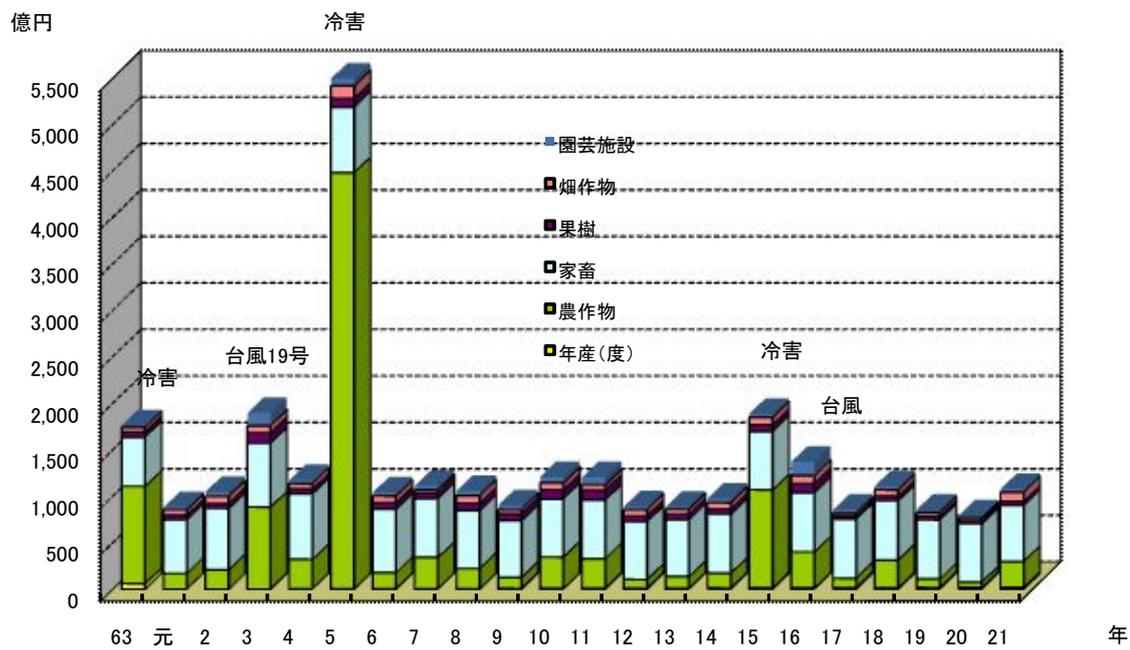
2. 果樹共済については、平成23年6月末現在の速報値である。

7 共済掛金の状況（平成21年産（家畜・園芸施設共済は年度））

事業名	総額	国庫負担	農家負担	1戸平均	10a、1頭、1箱 1棟平均
	百万円	百万円	百万円	円	円
農作物共済	38,524	19,636	18,888		
水稻	28,550	14,275	14,275	8,148	965
陸稲	8	4	4	10,632	2,646
麦	9,966	5,358	4,609	93,539	1,825
家畜共済	61,092	29,528	31,564		
乳用牛等	38,553	19,095	19,458	983,268	8,556
肉用牛等	18,850	8,959	9,892	151,877	3,891
馬	929	379	550	240,925	21,216
種豚	651	251	399	358,403	1,953
肉豚	2,109	844	1,266	1,977,490	782
果樹共済	5,520	2,762	2,760		
収穫	5,450	2,725	2,725	36,015	6,120
樹体	70	37	35	9,929	3,021
畑作物共済	9,770	5,373	4,397		
農作物	9,762	5,369	4,393	54,341	1,697
蚕繭	8	4	4	5,957	529
園芸施設共済	5,347	2,669	2,677	16,135	4,003
合計	120,253	59,968	60,287		

(注). 果樹共済については、平成23年6月末現在の速報値である。

8 共済金の支払状況



Ⅱ 森林国営保険制度について

1 森林国営保険制度の概要

(1) 趣旨

森林国営保険は、政府が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による損害をてん補する保険事業であり、創設以来、林業にとって不可避の災害に対するセーフティネットとして、保険金による被災森林の再造林を通じた林業経営の安定に寄与している。

森林国営保険に係る経理については、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により森林保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理している。

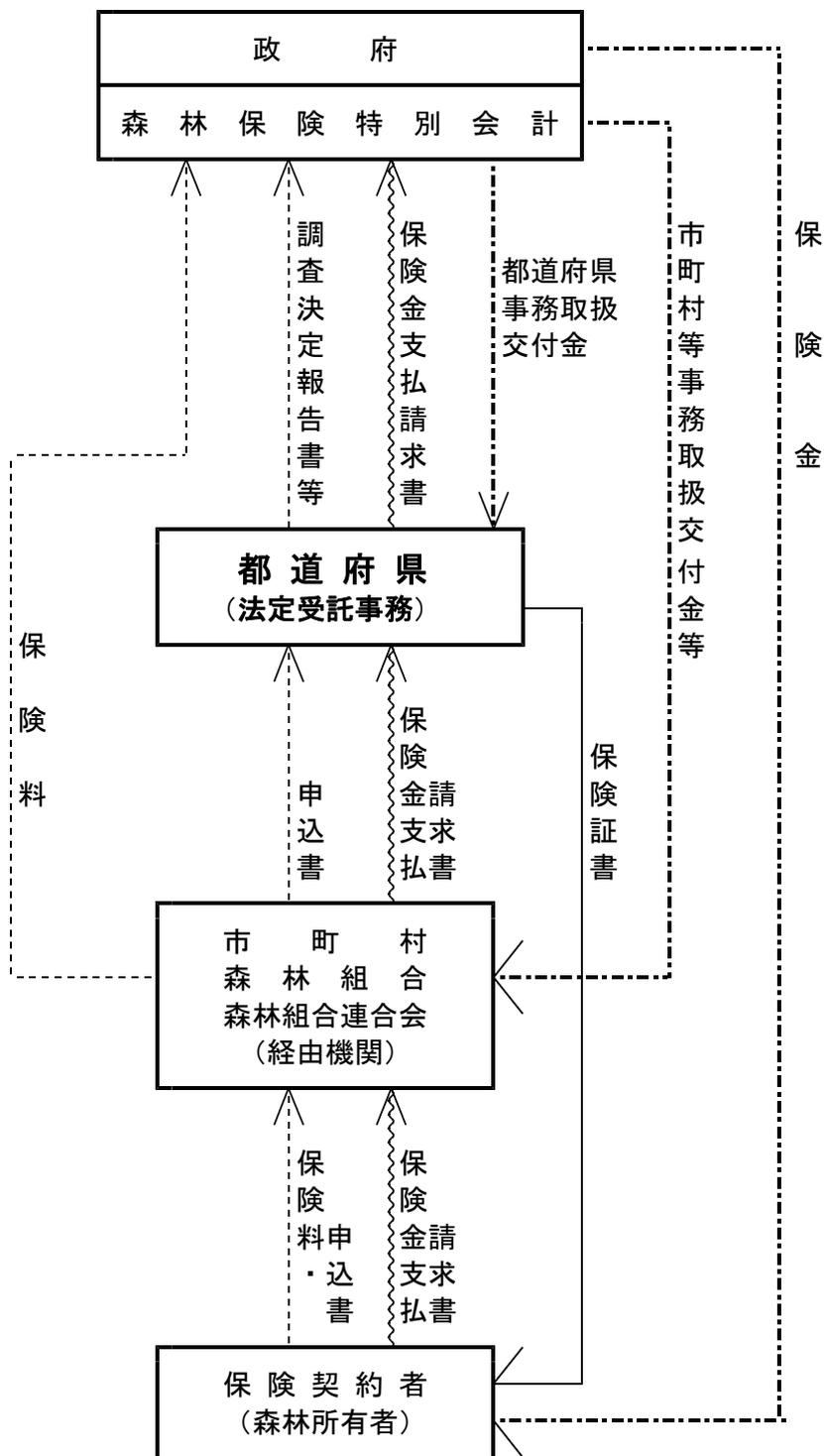
(2) 制度の運営

森林国営保険は、政府が保険者となり、保険証書の作成、損害調査等の事務の一部を都道府県に委任するとともに、市町村、森林組合及び森林組合連合会に対して申込、保険料受取等の窓口事務を委任することにより、運営している。

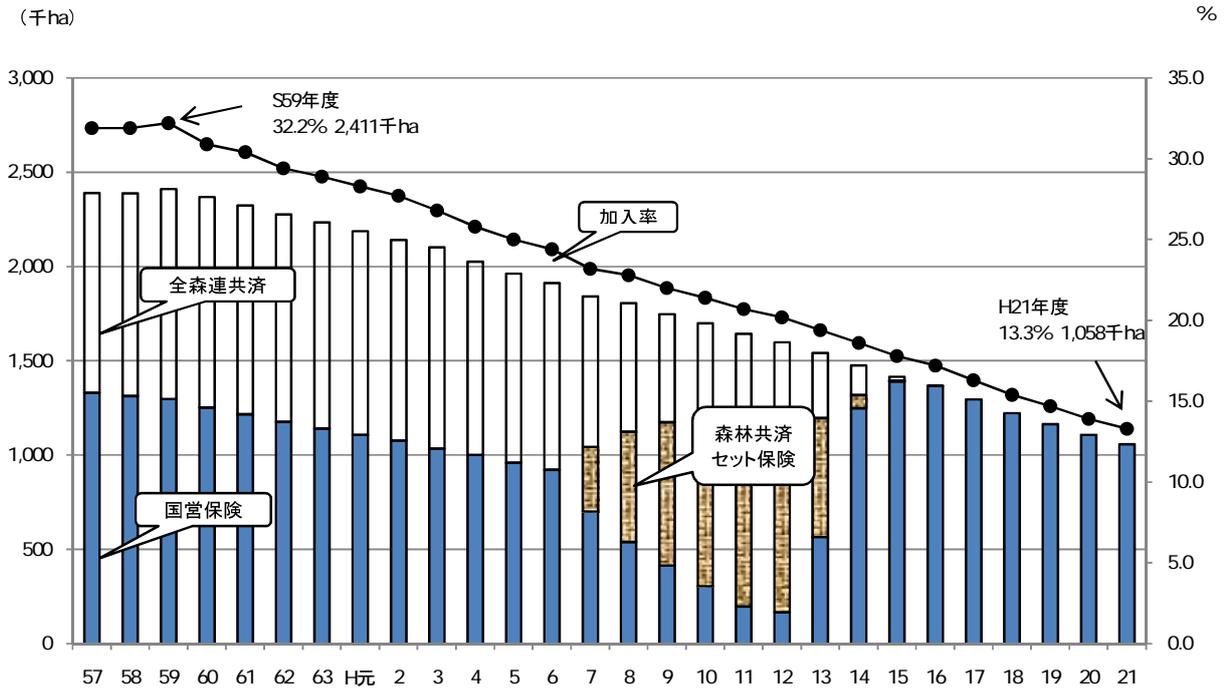
(3) 主な内容

区 分	内 容
保 険 者	政府
被 保 険 者	森林所有者
保険契約者	森林所有者（被保険者） ただし、被保険者以外の者も保険契約者となることができる。
保険の目的	人工により生立させた樹木の集団（人工林）
保 険 事 故	火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害に限る。）、噴火災

(4) 森林国営保険の組織



(5) 加入率等の推移



(注1) 加入率＝森林保険(共済)加入面積／民有人工林面積

(注2) 国営保険とほぼ同内容の事業を実施してきた全森連共済は、平成13年度に新規引受を停止し、平成14年度に国営保険へ移行。平成17年度末に事業を廃止。

(注3) 森林共済セット保険は、同一の森林について森林国営保険と全森連共済両者に半分ずつの責任で同時に加入する仕組みである。全森連共済の新規引受停止、事業廃止に伴い、国営保険に移行された最後の既契約分を平成19年度に支払。

(6) 年度別損害てん補状況

(単位:金額、百万円)

年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
国営保険単独	132	127	199	317	478	860	2,245	4,032	3,868	1,447	424
セット保険	1,048	2,494	1,582	620	412	56	2	-	2	-	-
全森連共済	379	221	83	53	27	5	1	-	-	-	-
計	1,559	2,842	1,864	990	917	921	2,248	4,032	3,870	1,447	424

(注)支払ベースである。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(7) 国営保険の財務状況の推移

(単位:金額、百万円)

年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
利 益	10,767	10,446	11,984	16,748	16,244	15,280	13,821	12,707	11,846	11,067	10,628
損 失	9,726	10,174	11,228	15,485	14,052	13,329	13,740	14,350	13,401	10,470	9,147
損 益	1,041	272	756	1,263	2,192	1,951	81	△1,643	△1,555	597	1,481
積 立 金	10,925	11,966	12,238	12,994	14,258	16,449	18,400	18,481	16,838	15,283	15,881

(注1)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注2)平成18年度、19年度は単年度収支は赤字を計上したため、不足分は積立金から充当。

2 森林保険制度に関する検討会について

(1) 目的

森林保険特別会計については、平成22年10月の行政刷新会議事業仕分けにおいて、「廃止（国以外の主体へ移管）（早急に移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持）。その際、国の再保険機能をどのように維持するか、検討課題」と評価されたことを受け、損害保険会社の森林保険への参入に当たっての課題を検討し、その対応策を整理する。

(2) 委員

こうろき	かつひさ	
興 栢	克 久	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科准教授
こじま	ひろたか	
児 島	廣 隆	全国森林組合連合会常務理事
ごとう	げん	
後 藤	元	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科准教授
しが	かずひと	
(座長) 志 賀	和 人	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授

(敬称略、五十音順)

(3) 検討スケジュール

- 第1回(3月7日) 損害保険会社の森林保険への参入に当たっての課題について
- 第2回 損害保険会社からのヒアリング
- 第3回 再保険制度、既契約の取扱等
- 第4回 対応策の検討
- 第5回 中間とりまとめ

なお、東日本大震災を受け、第2回目以降の検討会は、現在、中断しており、再開については、損害保険会社の状況等を注視しつつ検討。

Ⅲ 漁船損害等補償制度について

1 漁船損害等補償制度の目的と仕組み

(1) 目的（漁船損害等補償法第1条）

漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんするための措置を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もって漁業経営の安定に資する。

(2) 仕組み

- ① 地域又は漁業種類毎に漁船保険の保険の目的たるべき漁船の所有者又は使用者が漁船保険組合を設立し、中小漁業者の相互扶助の精神に基づき、1000トン未満の漁船を対象とする相互保険として漁船保険等を実施し、
- ② 組合を会員として設立された漁船保険中央会が、組合の保険責任（国が再保険するものを除く。）の一部を分担（再保険）するとともに、
- ③ 国は特別会計において、漁船保険中央会及び組合の保険責任の一部を分担（再々保険及び再保険）している。また、100トン未満の保険加入漁船に対し、保険料の一部を負担している。

2 漁船保険等の種類

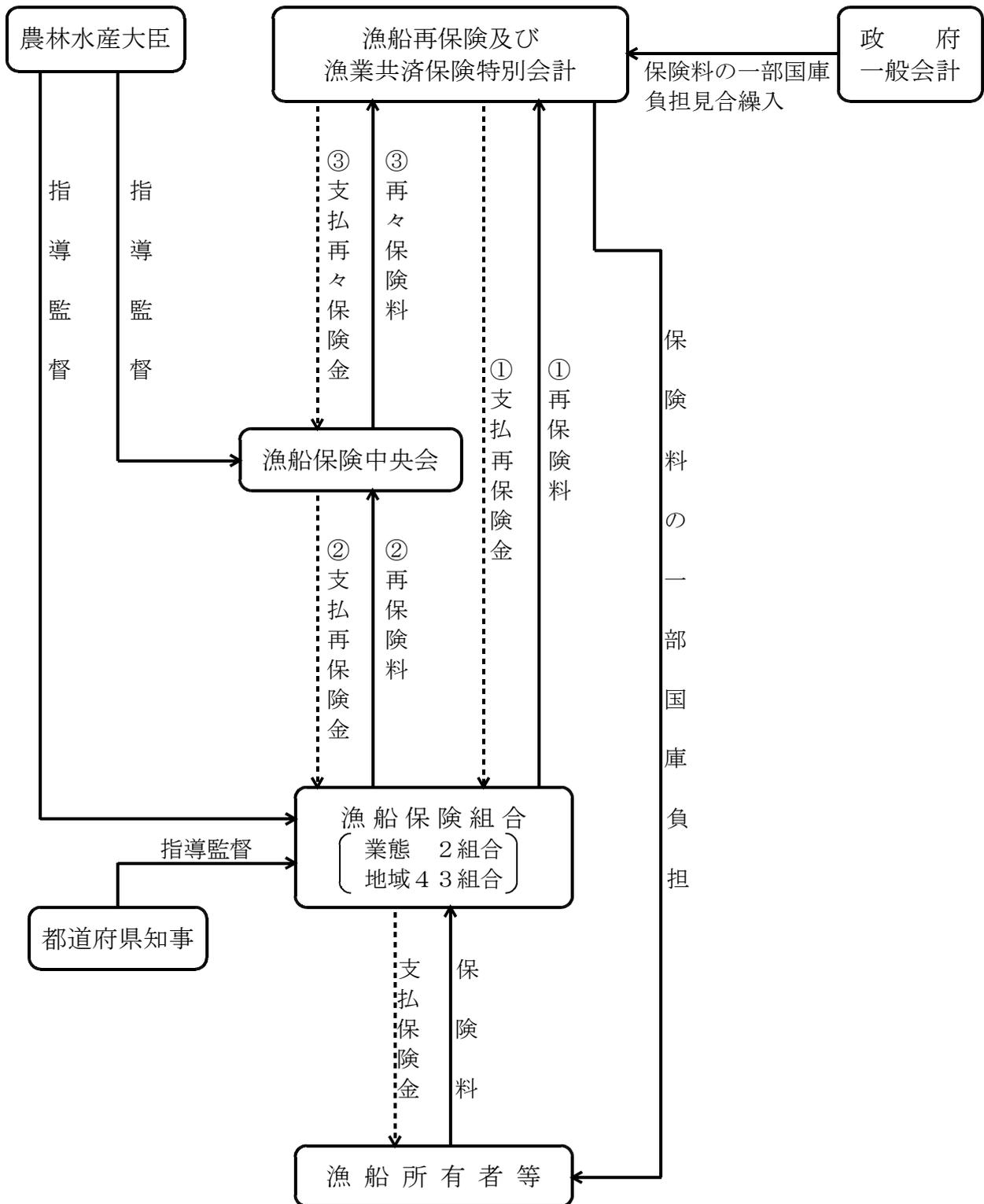
(1) 漁船損害等補償法に基づく保険

漁船保険	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補する。
	満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
	特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
漁船船主責任保険		漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害（戦乱等によるものを除く。）を補償する。
	基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担、又は自己の賠償責任に基づく賠償。
	人命損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払。
	乗客損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担。
漁船乗組船主保険		漁船の運航に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合（戦乱等によるものを除く。）に一定の金額を支払う。
漁船積荷保険		漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補する。
任意保険		<p>漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。</p> <p>スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する次の損害をてん補する。</p> <p>① 漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害。 ② 漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害。</p>

(2) 漁船乗組員給与保険法に基づく保険

漁船乗組員給与保険	乗組員が抑留された場合の給与の支払いを保障するため、保険加入事業主の支払うべき給与に代えて保険金を支給する。
-----------	--------------------------------------------------------

3. 漁船損害等補償制度の機構（仕組み）



(注) 上記の①、②及び③について、

- ・国が再保険する①は、特殊保険及び漁船乗組員給与保険
- ・漁船保険中央会が再保険する②は、普通保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険、漁船乗組船主保険及び任意保険
- ・国が再々保険する③は、②のうち普通保険（満期積立を除く）、漁船船主責任保険（基本損害部分）及び漁船積荷保険である。

漁船保険等の実施状況（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	引 受				事 故		
	加入隻数	保険金額	純保険料	再保険料	事故件数	支払保険金	支払再保険金
普 通 保 險 (参考)	隻 191,574	1,028,517	15,759	13,544	件 45,033	16,094	13,978
在籍漁船隻数	297,222						
保険加入率	64.5%						
漁船船主責任保険							
基本損害	189,225	46,791,480	2,764	2,486	1,685	2,347	2,113
人命損害	12,313	37,860	43	39	6	12	11
乗客損害	16,334	5,773,895	405	362	52	89	80
計（延べ）	217,872	52,603,235	3,212	2,887	1,743	2,448	2,204
漁船乗組船主保険	30,510	50,133	47	42	35	49	44
漁船積荷保険	622	54,811	126	113	10	138	124
特 殊 保 險	291	33,845	12	11	0	0	0
漁船乗組員給与保険	197	653	1	1	0	0	0
計（延べ）	441,066	53,771,194	19,157	16,598	46,821	18,729	16,350

資料 漁船保険統計表、漁船船主責任保険・漁船乗組船主保険統計表及び漁船積荷保険統計表

IV 漁業災害補償制度について

1 漁業災害補償制度の目的と仕組み

(1) 目的

漁業災害補償制度は、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を相互にてん補することにより、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。(漁業災害補償法第1条)

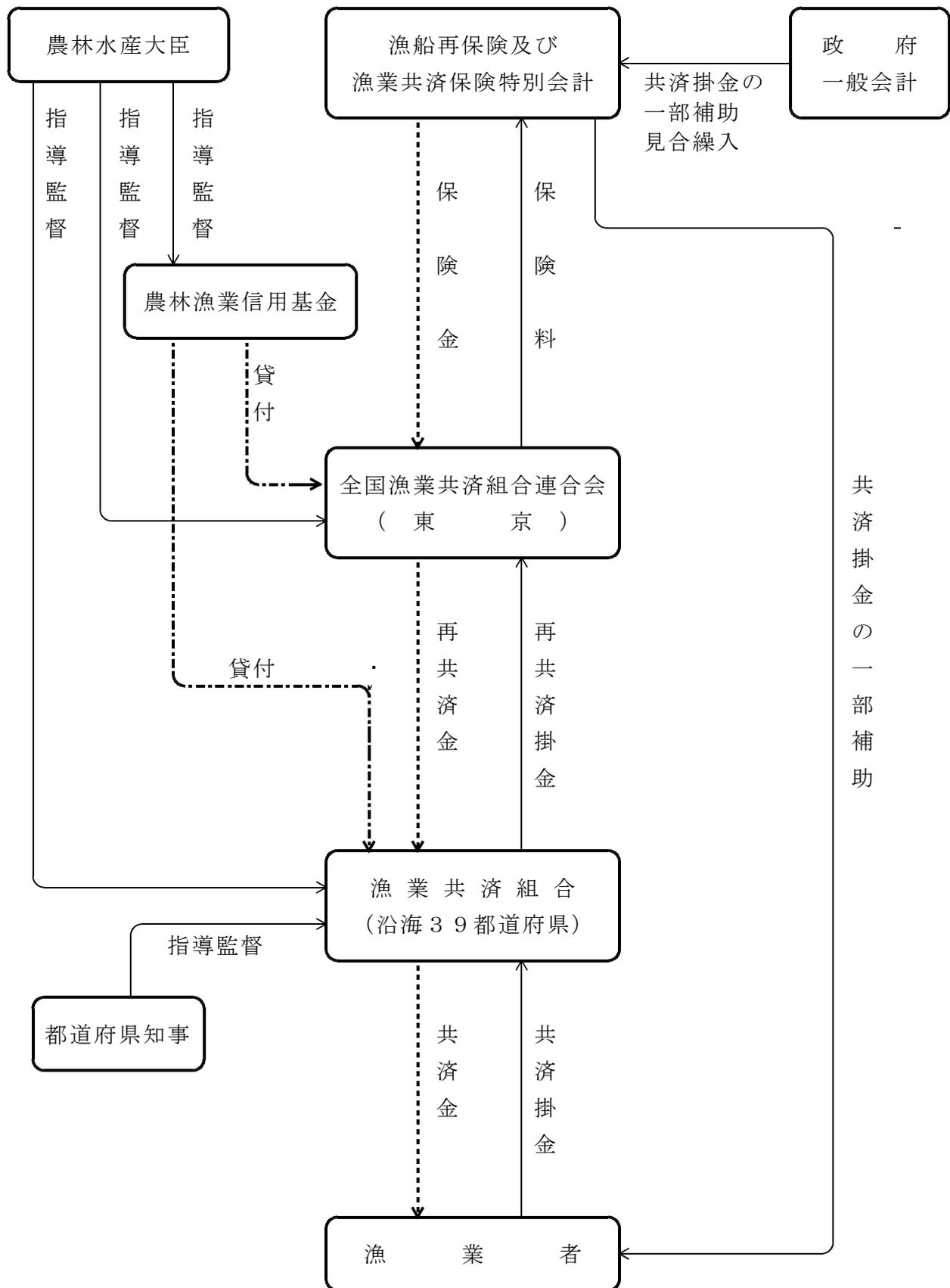
(2) 仕組み

- ① 都道府県ごとに漁協及び漁連を組合員として設立された漁業共済組合は、中小漁業者の相互救済の精神を基調として漁業共済事業を実施している。
また、漁業共済組合を会員として設立された全国漁業共済組合連合会は、共済責任の一部を分担（再共済）している。
- ② 国は、中小漁業者に対し共済掛金の一部を補助するとともに、特別会計により再共済の責任の一部を分担（保険）している。

2 漁業共済事業の種類及び事業の性格

種 類	事 業 の 性 格
漁 獲 共 済	漁船漁業を主な対象とし、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補償する。
養 殖 共 済	魚類養殖業を主な対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償する。
特定養殖共済	貝類・藻類養殖業を主な対象とし、特定の養殖業について、生産金額が減少し、かつ、生産数量が一定量に達しない場合の損害を補償する。
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は漁具（定置網、巻き網）の損壊等による損害を補償する。

3 漁業共済補償制度の機構（仕組み）



平成20年度契約に係る漁業共済事業の引受及び支払状況

(単位：百万円)

区 分	引受件数	共済限度額 (又は共済価額)	共済金額	純共済掛金	支払件数	支払共済金
	件				件	
漁獲共済	13,696	403,329	222,103	9,189	4,374	7,970
養殖共済	5,724	152,842	89,267	2,522	1,062	1,604
特定養殖共済	6,664	102,437	76,536	4,649	1,646	2,949
漁業施設共済	32,540	16,894	10,296	438	672	245
合 計	58,624	675,501	398,202	16,799	7,754	12,767

資料 「漁業災害補償制度の現況」

(参考) 農林漁業保険審査会について

農林漁業保険審査会は、農林水産大臣により任命された20人の委員により組織される。

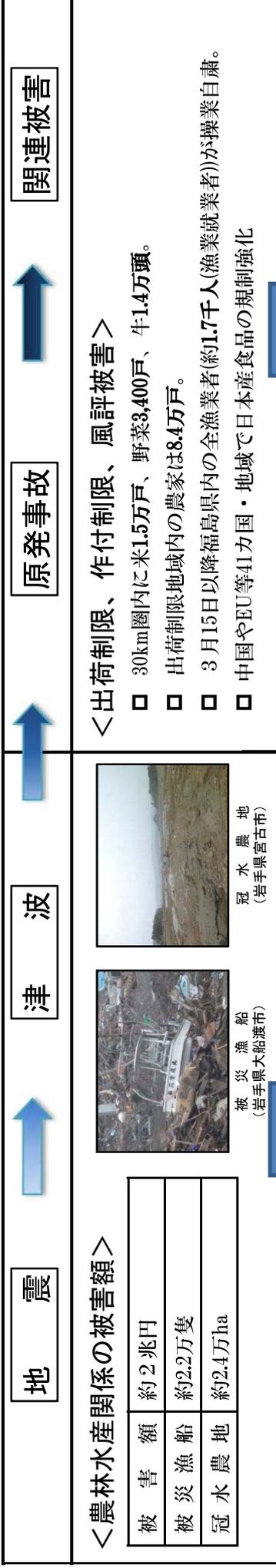
審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

また、農林漁業保険審査会には、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれている。

○ 農林漁業保険審査会の部会と各部会の所掌事務

部 会	所 掌 事 務
森林保険部会	森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
農業共済再保険部会	農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。

東日本大震災による農林水産業への影響と対応



【第1ステップ】 応急の対応

被災者の食料・生活の確保

自衛隊等と連携し、被災者への食料供給

- 最大約50万人分(総計約2,500万食)
- 漁業取締船・調査船等の活用(計10隻)



被災漁船 (岩手県大船渡市)



冠水農地 (岩手県宮古市)

【第2ステップ】 当面の復旧対策

一刻も早い
生業の再開

一次補正予算(農林水産関係: 3,817億円)

- 漁業の早急な再開の手当**
 - 漁港、漁船、流通加工施設等
- 農地・農用施設等の復旧**
 - 農用施設の復旧、除塩(8,000haまで対応可能)、区画整理等
- 経営再開に向けた作業を行う農漁業者への支援**
 - 農業者: 3.5万円/10a、漁業者: 1.2万円/日



現地支援体制の充実

【水産】復興プロジェクト支援チーム(青森、岩手、宮城、福島、茨城県の派遣及び現地統括本部(仙台市)の設置)
【農業】亘理町・山元町及び陸前高田市・大船渡市へ支援チームを派遣

【第3ステップ】 本格的復興対策

新たな
食料供給基地
の建設

- 地域と一体となって本格的な復興を推進。この一環としてソーニング等必要な手続を簡素化するための法案を関係省庁と連携して検討
- 農業の体質強化、漁港機能の再編・強化のための方策等を検討
- 地域に賦存するバイオマス・小水力等の再生可能エネルギーを徹底利用

1. 作付制限・出荷制限等(域内市町村の農地は2.6万ha)

- 避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域における稲の作付制限を指示
- ## 2. 原発事故の損害について原賠法に基づく適切な賠償
- 原子力損害賠償紛争審査会における第一次指針では、避難指示や出荷制限等による減収が賠償対象とされ、東京電力より5月31日から仮払い開始
 - また、第二次指針(5月31日)では賠償対象範囲に作付制限、風評被害を追加
 - 現在対象となっていない賠償すべき損害の範囲は今後さらに検討し、7月頃に原子力損害の全範囲を中間指針として取りまとめ予定

3. 風評被害防止のための国民への正確な情報提供等

国内対策	国際対策
<ul style="list-style-type: none"> 農畜産物・水産物の放射性物質の検査結果等の迅速な公表。 生産者団体、小売り事業者、消費者団体等と連携した「食べて応援しよう!」等の取組の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館、在京大使館、相手国への訪問等による働きかけ。 EU、EFTA、シンガポール、マレーシア、韓国、タイ向けの産地証明書等の発行体制を整備



4. 放射性物質に汚染された土壌の改良手法の研究

物理的手法	表層土壌のはぎ取り
化学的手法	ゼオライト等による放射性物質の吸収
生物学的手法	ナタネ等による放射性物質の吸収

特別会計仕分けの評価結果について

行政刷新会議による事業仕分け第3弾（特別会計）が平成22年10月27日から30日までの間で政府全ての特別会計（18特別会計51勘定）について事業仕分けが行われたところ。

1. 仕分け日程（農林水産省関係）
平成22年10月27日（水）、29日（金）、30日（土）

2. 評価結果の概要

農業共済再保険特別会計

- 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計と統合。また、食料安定供給特別会計との将来的な統合を検討
- 勘定間の資金融通等の検討と併せて、再保険金支払基金勘定の廃止を検討
- 「無事戻し金」の廃止を含めた抜本的見直しを検討

森林保険特別会計

- 廃止 { 国以外の主体へ移管。早急に、移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持
- 積立ての水準を見直し、現在の保険料水準に反映

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

- 農業共済再保険特別会計と統合。併せて、漁船再保険の3勘定は統合
- 積立金の水準の見直し（勘定間の資金融通を可能とする。）
- 累積赤字の償還計画の作成